

第30号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会規則第六号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）の適用を受けることとなった者

第五条第一項第十一号中「又は講演」を「講演」に改め、「行った期間」の下に「又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間」を加える。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。



幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （支給対象外職員）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第二十七条第一項後段の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p><u>四の二 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）の適用を受けることとなった者</u></p> <p>五・六（略）</p> <p>第三条～第四条（略） （欠勤等日数）</p> <p>第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間を除いた日における勤務時間」という。）について勤務しない時間</p>	<p>第一条（略） （支給対象外職員）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 条例第二十七条第一項後段の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>五・六（略）</p> <p>第三条～第四条（略） （欠勤等日数）</p> <p>第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間を除いた日における勤務時間」という。）について勤務しない時間</p>

を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一～十 （略）

十一 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

十二 （略）

2～5 （略）

第六条～第十五条 （略）

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

一～十 （略）

十一 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）

十二 （略）

2～5 （略）

第六条～第十五条 （略）